

第 522 回企業会計基準委員会

資料番号

日付

審議事項(4)-6 2024年3月18日

プロジェクト

グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応 (当期税金)

項目

公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

- 1. 企業会計基準委員会では、2023 年 11 月 17 日に実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した。
- 2. 本公開草案に対するコメントは2024年1月9日に締め切られ、9通のコメント・レター (団体等7通、個人2通)が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメ ントを分析し対応案の検討を行ってきた。
- 3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。
- 4. なお、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討については、前回から変更していない。

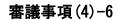
公開草案を再度公表することの必要性

5. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第20条第5項では、以下のとおり記載されている(文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。)。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

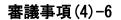
そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する 必要性の有無を検討する必要がある。

6. 本実務対応報告については、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行って いる。





-T H	1. N BB ### 18 #	1. // BB ### > > ~ # = *	エル明世体でいませ
項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
① かまでは、 から から から できる できる できる できる できる できる できる できる できる から	グローバル・ミニマム 課税制度に係る対象会計年度となる連結会計年度及び事業表に 年度及び事業表に 大手可能な情報に 入手可能と人税等 に入手当該法人税等 は で き当該を見積り計 上する。	下線部分を追加した。 グローバル・ミニス人会 ・ミニス人会 ・ス人会 ・ス人会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大会 ・ス大	公開草案に寄せられた コメントを踏まえをり、 一番に計上するであり、 一番化するものでといる。 本公開草案ものでとく、 を変と、 一番を変と、 一番を変といる。 を変と考えられる。
②中間財務諸 表における取 扱い	記載なし。	本中が開幕では、るム税のでは、、るム税のでは、、るム税のでは、では、、ののでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	公開草案に寄せられた コメントを踏まえける 間財務諸表における でのであり、 るもの度公表で と考え 性はないものと考えられる。
③連結損益計算書における表示	連右、公人方事すを まおニ法グ得い税税制 は、公職等科提 たけマ人が一に点地でに、係税税 にた 連が関係を は、公職等が関係を は、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	グローバル・ミニマム 課税制度に係る法人税 等が重要な場合には、注記を求めることとした。	公司情報のでは、加て開いて、加て開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いて、加で開いる。とのでは、はどと、関連をは、一般のでは、大きなのでは、は、は、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、からいいいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいでは、からいいいでは、からいいでは、いいでは、からいいでは、からいいではいいいではいいでは、からいいでは、からいいではいいいでは、からいいでは、からいいではいいではいいいでは、からいいではいいいではい





項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
	め、区分表示又は注記 を求めないことを提案 した。		
④四半期財務高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。高さまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。これをいるまた。<td>本期本用のあ利用と2合にと (1) という合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四でのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見当ががな財で供で満財を。 計年一課人い 連当同結事グマるで的でに第る難びし提しを期記た 会業ロム法で 期び間連当る二係要理。公会公対判る所なをと件半注し 結事グマるし 半及期当間結事グマるで的ない項ど場務よす、た務す 年度バ税税る 結四に会業ロム法あに四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見当のが表有この場表こ 及お・度を 計期い年度バ税税こ込半、適かが表有この場表こ</td><td>左記(1)及び(2)の要件をともに削除し、当時に削除し、当時に削りでは一次では、当時に対して、当時に対して、事務を対して、事務を対した。 「現をとした。 「は、とした。」 「は、としたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま</td><td>公コ当しに増一大はれ諸め提は開要ら開必えれて削こ性れ担とえ財を案の再の考、すといこので報と務加い、けう更と行いこ再なににので報と務加い、けう更と行いこ再ないで報と務加い、けう更と行いこ再ないは、けらしを、用ら負こ考期記草も、どとめ表のた公ものは、は、除れがるがにら務求ので公重え公る考</td>	本期本用のあ利用と2合にと (1) という合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見四でのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見当ががな財で供で満財を。 計年一課人い 連当同結事グマるで的でに第る難びし提しを期記た 会業ロム法で 期び間連当る二係要理。公会公対判る所なをと件半注し 結事グマるし 半及期当間結事グマるで的ない項ど場務よす、た務す 年度バ税税る 結四に会業ロム法あに四てのう合諸りる次す諸る 度にル制等。 会半お計年一課人る見当のが表有この場表こ 及お・度を 計期い年度バ税税こ込半、適かが表有この場表こ	左記(1)及び(2)の要件をともに削除し、当時に削除し、当時に削りでは一次では、当時に対して、当時に対して、事務を対して、事務を対した。 「現をとした。 「は、とした。」 「は、としたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま	公コ当しに増一大はれ諸め提は開要ら開必えれて削こ性れ担とえ財を案の再の考、すといこので報と務加い、けう更と行いこ再なににので報と務加い、けう更と行いこ再ないで報と務加い、けう更と行いこ再ないは、けらしを、用ら負こ考期記草も、どとめ表のた公ものは、は、除れがるがにら務求ので公重え公る考
⑤中間財務諸 表における注 記	記載なし。	本公開草案において、 中間財務諸表における 注記については、その 取扱いを明確に示して いなかったことから、 中間財務諸表において も注記を求めることを 明確にした。	扱いについて明確化す るものであり、公開草

7. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

審議事項(4)-6



ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以上